

経済戦略局（海外企業等のニーズに合わせたビジネス交流創出に係る通訳、
翻訳及び通訳に関する指導業務）会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、海外企業等のニーズに合わせたビジネス交流創出に係る通訳、翻訳及び通訳に関する指導業務を行う会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることとする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、筆記試験、実技試験及び面接の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 日本語を母語とすること。
- (2) 次の①～③の各項目すべてに該当すること。

- ① 通訳者養成学校における通訳準備（基礎）・通訳科等、通訳者養成コース（通算2年間以上）に相当する学科を修了していること、又は（特非）通訳技能向上センタービジネス通訳検定2級以上、（一社）外国語通訳検定協会 外国語通訳検定試験セミプロフェッショナルレベル以上、（一財）国際ビジネスコミュニケーション協会 TOEIC900点以上、若しくは（公財）日本国際連合協会 国際連合公用語英語検定試験特A級、（公財）日本英語検定協会 実用英語技能検定1級のいずれかを取得していること。
- ② 官公庁や民間企業等において3年以上通訳としての実務経験があること。
- ③ パソコンソフト（Word、Excelなど）の基本的な操作ができること。

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

「勤務時間」

午前9時00分から午後5時15分まで

「休憩時間」

45分

5 営利企業への従事制限について

会計年度任用職員は、会計年度任用職員の採用等に関する要綱第5条の規定により営利企業へ従事するときは、所属長へ届け、許可を得なければならない。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。